

●しきい値判断

特定個人情報保護評価の実施

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

しきい値判断

対象人数は何人か

30万人以上

1,000人以上
1万人未満

10万人以上
30万人未満

1万人以上
10万人未満

特定個人情報ファイルの
取扱者数は500人以上か

特定個人情報ファイルの
取扱者数は500人以上か

はい

いいえ

はい

いいえ

過去1年以内に、特定個人情報に
関する重大事故を発生させたか

過去1年以内に、特定個人情報に
関する重大事故を発生させたか

はい

いいえ

はい

いいえ

基礎項目評価＋全項目評価

基礎項目評価＋重点項目評価※

基礎項目評価

- 基礎項目評価書については、委員会に提出後、公表。
- 行政機関等は全項目評価書について国民の意見聴取を実施し、委員会の承認を受けた後、公表。
- 地方公共団体等は全項目評価書について住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表

- 委員会に基礎項目評価書及び重点項目評価書を提出後、公表。

- 委員会に基礎項目評価書を提出後、公表。

※区では、しきい値判断の結果、重点項目評価の実施と判断された事務については、全項目評価を実施する。（要綱第4条第2項）